

いすみ市立小中学校学習用端末等ICT機器活用支援業務

公募型プロポーザル募集要領

令和5年12月

いすみ市

— 目 次 —

1	概要、目的等	1
(1)	業務名	1
(2)	目的	1
(3)	業務内容、履行期間及び予定金額（上限金額）	1
(4)	選定方式	1
2	参加条件	2
3	全体スケジュール	2
4	配布資料（資料、様式）	2
5	質疑回答	3
(1)	受付期間	3
(2)	質疑事項提出先、提出方法	3
(3)	回答日	3
(4)	回答方法	3
6	参加書類の提出について	3
(1)	提出書類	3 ~ 4
(2)	提出部数	4
(3)	受付期間	4
(4)	提出先	4
(5)	提出書類の取扱い	4
(6)	法令等の遵守	4
(7)	失格事項	5
(8)	辞退の方法	5
7	審査及び審査項目	5
(1)	プロポーザル選定委員会	5
(2)	選定委員	5
(3)	参加資格審査（第一次審査）	5
(4)	書類・プレゼンテーション審査（第二次審査）	5
(5)	契約候補者の選定	5 ~ 6
(6)	審査項目	6 ~ 7
8	書類・プレゼンテーション審査の実施について	8
(1)	日時、場所	8
(2)	進行	8
(3)	その他	8
9	審査結果について	8
10	契約手続きについて	8
11	その他	8
(1)	費用負担について	8
(2)	参加辞退について	8
12	担当窓口	8

別添資料

資料1 いすみ市立小中学校学習用端末等ICT機器活用支援業務仕様書

資料2 いすみ市立小中学校学習用端末等ICT機器活用支援業務に係る公募型プロポーザル審査要領

資料3 いすみ市立小中学校学習用端末等ICT機器活用支援業務公募型プロポーザル様式集

## 1 概要、目的等

### (1) 業務名

いすみ市立小中学校学習用端末等ICT機器活用支援業務

### (2) 目的

本業務は、いすみ市立小中学校全12校（小学校9校 中学校3校）において、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づき整備するICT機器の活用促進、教職員のICT活用スキルの向上及びICTを活用した授業を推進するため、ICT支援員を配置するものである。

最も優れた提案を行った者は、優先交渉権者として本市との契約を締結したうえでプロポーザル提案の内容を基に、本業務を実施する。

### (3) 業務内容、履行期間及び予定金額（上限金額）

#### (ア)業務内容

学習用端末等ICT機器活用支援業務

#### (イ)履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※令和6年4月1日から令和6年4月19日までを計画作成等準備期間とし、令和6年4月22日から支援業務開始

#### (ウ)予定金額（上限金額）

総額 32,400,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

小学校 24,300,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

中学校 8,100,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

※上限額を超える場合は失格となります。

※小学校・中学校別についても同様です。

月額 900,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

小学校 675,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

中学校 225,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

※上限額を超える場合は失格となります。

※小学校・中学校別についても同様です。

### (4) 選定方式

公募型プロポーザル方式

## 2 参加条件

参加者は次の要件を全て満たしていなければならない。

なお、資格要件の審査基準日は、本プロポーザルの参加意思表示書締め切り日とする。

(ア) いすみ市建設工事等入札参加資格者として登録があること。

(イ) また、以下の項目を満たすこと。

- (a) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (b) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生の手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (c) いすみ市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成17年12月5日制定)に基づく指名停止又はいすみ市入札契約に係る暴力団対策措置要綱(平成27年3月30日制定)に基づく指名排除を受けていないこと。
- (d) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準じる団体をいう。)ではないこと。
- (e) 役員等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びそれに準じる者をいう。)ではないこと。

## 3 全体スケジュール

公募開始	令和 6年 2月15日(木)
質疑受付開始	令和 6年 2月16日(金)
質疑の締め切り	令和 6年 2月21日(水)
質疑回答(ホームページ公開)	令和 6年 2月26日(月)
参加意思表示書受付開始	令和 6年 2月27日(火)
参加意思表示書締め切り	令和 6年 3月 1日(金)
参加資格審査結果通知	令和 6年 3月 5日(火)まで
提案書受付開始	令和 6年 3月 8日(金)
提案書締め切り	令和 6年 3月13日(水)
書類・プレゼンテーション審査	令和 6年 3月15日(金) 予定
プレゼンテーション審査結果通知	令和 6年 3月21日(木) 予定
契約締結	令和 6年 3月下旬

## 4 配布資料(資料、様式)

- (1) いすみ市立小中学校学習用端末等 ICT機器活用支援業務 仕様書(資料1)
- (2) いすみ市立小中学校学習用端末等 ICT機器活用支援業務に係る公募型プロポーザル審査要領(資料2)
- (3) いすみ市立小中学校学習用端末等 ICT機器活用支援業務公募型プロポーザル様式集(資料3)

## 5 質疑回答

仕様書、及び本募集要領等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式1）を提出してください。

### (1) 受付期間

令和 6年 2月16日（金）～令和 6年 2月21日（水） 正午まで

### (2) 質疑事項提出先、提出方法

「12 担当窓口」に記載のあるメールアドレスに電子メールにより提出してください。また、提出先に電話で到達確認をしてください。（誤送信等により未着の場合には質疑回答を行いませんので、ご注意ください。）

### (3) 回答日

令和 6年 2月26日（月）

### (4) 回答方法

質疑に対する回答は、質問書を提出した企業（以下「質問者」とする。）に対し電子メールにて回答します。併せてホームページ上においても公表します。

## 6 参加書類の提出について

### (1) 提出書類

次に掲げるア～オの書類を持参又は郵送にて提出してください。

ア 参加意思表明書（様式2）

イ 企業概要（様式3）

ウ 事業実施体制（様式4）

様式2～4は様式ごとにインデックスをつけること。

(ア) 様式2～4は、1部ずつクリップ止めに綴じること。（副本については、住所、会社名、氏名等、応募者を特定できる標記は付さないこと。）

(イ) 使用する文字の大きさは10ポイント以上とする。

(ウ) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。

(エ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

(オ) 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

エ 提案書（様式5～様式7-8）

(ア) 提案書は様式ごとにインデックスをつけること。

提案書は、1部ずつファイルに綴じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については、住所、会社名、氏名等、応募者を特定できる標記は付さないこと。）

(イ) 使用する文字の大きさは10ポイント以上とする。

(ウ) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。

(エ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

(オ) 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

オ プレゼンテーション用資料

(ア) A4判で作成し、1部ずつファイルに綴じること。(ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については、住所、会社名、氏名等、応募者を特定できる標記は付さないこと。)

なお、A3判の資料は、折りたたんでファイルに綴じることができれば可とする。

(イ) 使用する文字の大きさは10ポイント以上とする。

(ウ) ページ数は20ページ以内とする。表紙及び目次は、枚数には含まない。別冊資料の添付は不可とする。

(エ) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。

(オ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

(カ) 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部(副本は複写可) 計11部

(3) 受付期間

ア 参加意思表明書(様式2～様式4)

令和6年2月27日(火)～令和6年3月1日(金)正午まで

イ 提案書(様式5～様式7～8)

令和6年3月8日(金)～令和6年3月13日(水)正午まで

(郵送可。ただし必着。)

(4) 提出先

「12 担当窓口」の通り。

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。また、参加者に無断で本事業の選定以外に使用しません。

イ 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することがあります。また市が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負います。

エ 契約事業者は提案書の内容を確実に履行してください。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は発注者と協議し同等の対応を行ってください。なお、提案書の履行状況が悪質と認められる場合は契約を解除し損害賠償の請求を行うことがあります。

オ 提案書の提出は、1者につき1案とします。

(6) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認してください。

なお、契約後、事業実施時における法令適合のリスクは、契約者に属することとします。

## (7) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格になります。

- ア 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。
- エ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- オ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- カ 予定金額の上限金額を超えるとき（総額、小学校・中学校別も同様）。
- キ 参加意思表明書の提出期間以後、事業者の選定の日までの手続期間中に指名停止となったとき。
- ク その他、提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続きによらなかったとき。
- ケ 事業者選定前までに、選定委員と本事業に関して接触を持ち又は持とうとした応募者は、失格とする。

## (8) 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、参加辞退届（様式8）を郵送又は持参により提出してください。この場合において、参加の辞退は撤回することができません。

## 7 審査及び審査項目

### (1) プロポーザル選定委員会

契約候補者の選定は、いすみ市立小中学校学習用端末等ICT機器活用支援業務候補者選定委員会（以下「選定委員会」とする。）において行います。

### (2) 選定委員

なお、選定委員は以下の者とする。（50音順・敬称略）

選定委員名	所属・役職等
赤羽 良明	いすみ市教育委員会教育長
磯貝 正尚	元千葉県農林水産部長
小高 太	いすみ市小中学校長会会長
金網 久夫	いすみ市社会教育委員
荘司 和樹	㈱建築イノベーション代表取締役（ICTアプリ開発）

審査の公平性に影響を与える行為は厳禁とする。

### (3) 参加資格審査

事務局は、提出された提案書を確認し、参加資格要件を有しているか審査します。

### (4) 書類・プレゼンテーション審査

参加資格審査を通過した参加者は、書類・プレゼンテーション審査を行います。

選定委員会は、提出された提案書、プレゼンテーション用資料及びそれに関する質疑内容等について審査項目に基づき評価を行います。

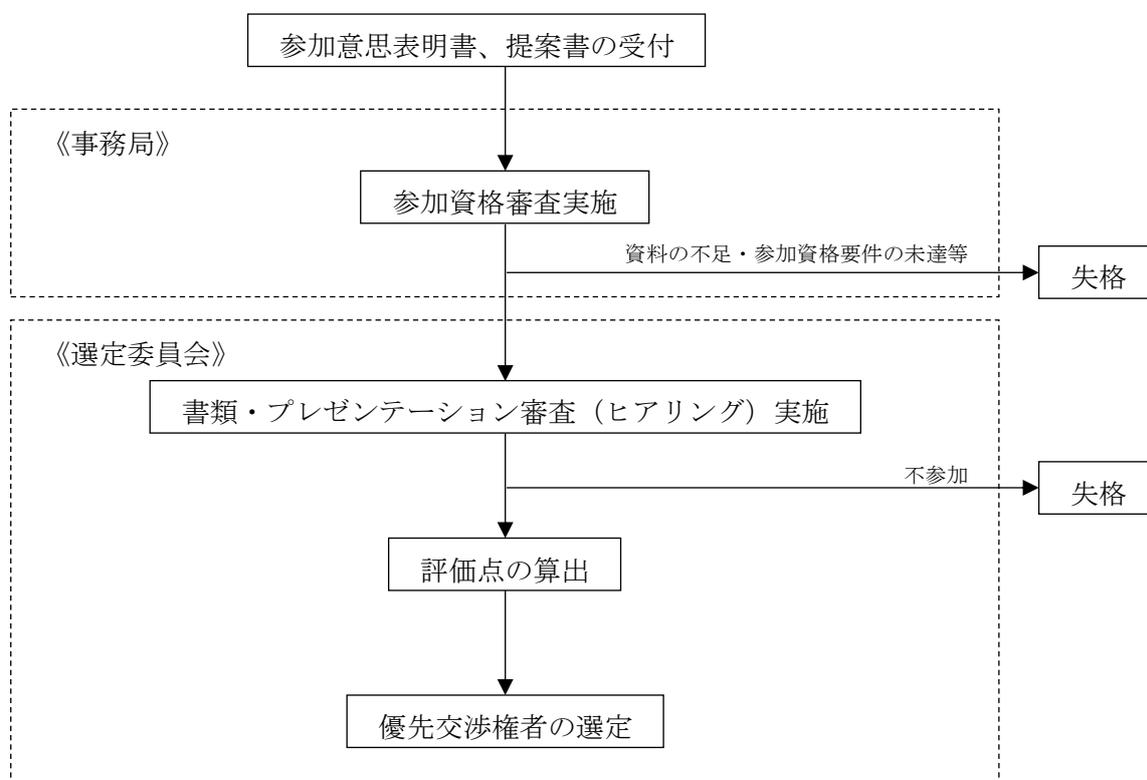
### (5) 契約候補者の選定

書類・プレゼンテーション審査により、事業遂行能力、事業計画内容、業務の品質向上・組織管理、地域貢献、価格等を総合的に評価し、評価点がもっとも高い参加者を優先交渉権者として選定します。

書類・プレゼンテーション審査に進んだ応募者が1者であった場合には、技術評価の平均点数が満点（160点）の60%以上であれば、当該応募者を優先交渉権者として選定します。

なお、契約候補者選定の審査方法の詳細については、「いすみ市立小中学校学習用端末等ICT機器活用支援業務に係る公募型プロポーザル審査要領」を参照してください。

優先交渉権者選定までの流れは、次のとおりです。



### (3) 審査項目

提案内容の評価及び価格点に配分する得点は次のとおりとする。

評価項目	評価配点	ウェイト	備考
事業遂行能力	100点	10%	20点×5人
事業計画内容	450点	45%	90点×5人
業務の品質向上・組織管理	150点	15%	30点×5人
地域貢献	100点	10%	20点×5人
価格	200点	20%	40点×5人
総合計	1000点	100%	

評価点の項目と配点は以下のとおりです。

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点		様式
技術 評価	事業遂 行能力	本事業の実施体制	・本事業の実施体制として、事業を遂行するうえで十分な体制が整っているか。	20	20	4
	事業計 画内容	授業支援	・ICT機器を使った授業を円滑に行うための役割や工夫がなされているか。	20	90	7-1
		授業提案	・ICT機器を使うことによる授業の教育効果向上、授業改善、教員への提案や働きかけが十分計画されているか。	20		7-2
		研修支援	・教員のレベルに応じた研修対応、ニーズに応じた研修対応や支援内容が計画されているか。	20		7-3
		独自提案	・ICT支援事業について、いすみ市のICT教育の発展について独自のビジョンが計画されているか。	20		7-4
		ICT支援員配置 計画	・ICT支援員の各学校への配置について、児童生徒数に応じた適正な支援が計画されているか。	10		7-5
		業務の 品質向 上・組 織管理	品質向上の具体 的取組	・ICT支援員として、サービス品質を向上させるための具体的な取組が計画されているか。		20
	勤務管理、報告 体制		・ICT支援員の勤務の管理、業務報告を行う仕組みや運用が提案されているか。	10	7-7	
	地域貢 献	地域貢献となる 取組	・ICT支援業務を通して、どのように地域に貢献していくか効果的な取組が計画されているか。	20	20	7-8
	価格 評価	価格	提案価格金額	40点× $\frac{\text{提案者のうちの最低見積金額}}{\text{提案者の見積金額}}$	40	40

## 8 書類・プレゼンテーション審査の実施について

### (1) 日時、場所

令和 6年 3月15日(金)を予定

※時間、場所については参加資格審査を通過した参加者に個別に通知します。

### (2) 進行

提案書、プレゼンテーション資料に基づく参加者からの説明(30分以内)を行った後、質疑応答を行います。プレゼンテーション全体の時間は、参加者につき45分程度とします。

### (3) その他

ア プレゼンテーション当日の参加人数は各者6名以内とし、説明員は受注した場合の予想される事業責任者とします。

イ 説明にあたっては、事前に提出した提案書及びプレゼンテーション資料により行ってください。

ウ パワーポイントの使用は可能ですが、市ではスクリーンのみを用意します。プロジェクター・パソコン等の設備については、事業者にて用意してください。

エ 参加時に提出した提案書及びプレゼンテーション資料の内容に係る修正は認めません。

## 9 審査結果について

参加資格審査、書類・プレゼンテーション審査とも審査結果を、決定後速やかに文書で通知します。また、書類・プレゼンテーション審査後、ホームページ上にて審査結果を公表します。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じません。

## 10 契約手続きについて

優先交渉権者と事業内容等について協議して提案を踏まえた仕様書を作成し、協議が整った後、速やかに契約を締結します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次順位の提案者と同様の協議を行うことがあります。

## 11 その他

### (1) 費用負担について

提出書類等の作成及び書類・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、提案書等の提出者の負担とします。

### (2) 参加辞退について

プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはありません。

## 12 担当窓口

部署名：いすみ市教育委員会学校教育課

担当：学校指導班

住所：〒298-8501 千葉県いすみ市大原7400番地1

電話：0470-62-3621 (直通)

電子メール：[gakkou-shidou@city.isumi.lg.jp](mailto:gakkou-shidou@city.isumi.lg.jp)